

平成二年運輸省令第三十二号

貨物利用運送事業報告規則

貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）第五十五条第一項（同法附則第十条第四項において準用する場合を含む。）及び第五十九条の規定に基づき、貨物運送取扱事業等報告規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 貨物利用運送事業法（以下「法」という。）第五十二条第二項及び第五十五条第一項の規定による報告については、この省令の定めるところによる。

（事業報告書及び事業実績報告書）

第二条 貨物利用運送事業を経営する者は、次の表の第一欄に掲げる事業者の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる国土交通大臣又はその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下同じ。）（以下「所轄地方運輸局長」という。）に、同表の第三欄に掲げる報告書を、同表の第四欄に掲げる時期にそれぞれ提出しなければならない。

Table with 4 columns: 第一欄 (Category), 第二欄 (Authority), 第三欄 (Reporting Period), 第四欄 (Reporting Method). Categories include shipping, international cargo, and air cargo.

物の運送（以下「内航運送」という。）又は貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送（以下「貨物自動車運送」という。）に係る第一種貨物利用運送事業のみを営業者（次号及び第四号に掲げる者を除く。）

三 外国人等による国際貨物運送に係る貨物利用運送事業（以下「外国人国際貨物利用運送事業」という。）のみを営業者

四 外国人等であつて、内航運送又は貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業及び外国人国際貨物利用運送事業のみを営業者

五 前四号のいずれにも該当しない者

Table with 4 columns: 第一欄 (Category), 第二欄 (Authority), 第三欄 (Reporting Period), 第四欄 (Reporting Method). Categories include international cargo, foreign international cargo, and domestic cargo.

2 前項の事業報告書は、事業概況報告書（第一号様式。外国人国際貨物利用運送事業に係る事項の記載は要しない。）、貸借対照表、損益計算書及び損益明細表（第二号様式。外国人国際貨物利用運送事業に係るものは除く。）とする。

3 第一項の事業実績報告書は、貨物利用運送事業実績報告書（第三号様式。外国人国際貨物利用運送事業のみを営業者にあつては、第二表に限る。）とする。

（運賃及び料金の届出）

第三条 貨物利用運送事業者（内航運送又は貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業を経営する者に限る。）は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、次の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設定し、又は変更した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種類及び利用運送に係る運送機関の種類

三 設定し、又は変更した運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の場合にあつては、新旧の対照を明示すること。）

四 設定又は変更の実施の日

2 貨物利用運送事業者（前項に規定する者を除く。）は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後三十日以内に、前項各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第六項に規定する不定期航路事業（貨物の運送に係るものに限る。）を営む者が行う貨物の運送又は海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第一条第一項に規定する外航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第二十一条の二十二に掲げる貨物の運送若しくは同項に規定する内航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第二十一条の三第一項に掲げる貨物の運送に係る利用運送を営む者は、前二項

の規定にかかわらず、運賃料金設定（変更）届出書を提出しなくてもよい。（臨時の報告）

第四条 貨物利用運送事業者又は貨物利用運送事業に関する団体は、前二条に定める報告書又は届出書のほか、国土交通大臣又は地方運輸局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 国土交通大臣又は地方運輸局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。（報告書及び届出書の経由）

第五条 この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき報告書又は届出書であつて鉄道運送に係る貨物利用運送事業及び内航運送に係る第二種貨物利用運送事業に係るものは、それぞれ所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

2 この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき報告書又は届出書（前項に規定するもの及び外国人国際貨物利用運送事業を経営する者が提出するものを除く。）は、それぞれ所轄地方運輸局長を経由して提出することができる。

3 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき報告書又は届出書（運賃料金設定（変更）届出書を除く。）であつて貨物自動車運送に係るものは、それぞれその主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出することができる。

4 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき運賃料金設定（変更）届出書であつて貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業に係るものは、それぞれその主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出しなければならない。

5 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき報告書又は届出書であつて内航運送に係るものは、それぞれその主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長を経由して提出することができる。

附則

（施行期日）
第一条 この省令は、法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行し、第二条の規定は平成二年十二月一日以降に開始する事業年度に係る営業報告書について適用し、第三条の規定は平成

の規定にかかわらず、運賃料金設定（変更）届出書を提出しなくてもよい。（臨時の報告）
第四条 貨物利用運送事業者又は貨物利用運送事業に関する団体は、前二条に定める報告書又は届出書のほか、国土交通大臣又は地方運輸局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。
2 国土交通大臣又は地方運輸局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。（報告書及び届出書の経由）
第五条 この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき報告書又は届出書であつて鉄道運送に係る貨物利用運送事業及び内航運送に係る第二種貨物利用運送事業に係るものは、それぞれ所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。
2 この省令の規定により国土交通大臣に提出すべき報告書又は届出書（前項に規定するもの及び外国人国際貨物利用運送事業を経営する者が提出するものを除く。）は、それぞれ所轄地方運輸局長を経由して提出することができる。
3 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき報告書又は届出書（運賃料金設定（変更）届出書を除く。）であつて貨物自動車運送に係るものは、それぞれその主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出することができる。
4 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき運賃料金設定（変更）届出書であつて貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業に係るものは、それぞれその主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長を経由して提出しなければならない。
5 この省令の規定により地方運輸局長に提出すべき報告書又は届出書であつて内航運送に係るものは、それぞれその主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長を経由して提出することができる。

三年度以降に係る事業実績報告書について適用する。

(通運事業報告規則等の廃止)

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。
一 通運事業報告規則(昭和二十五年運輸省令第百号)

二 通運事業の財務諸表の様式を定める省令(昭和二十八年運輸省令第六号)

三 通運計算事業の財務諸表の様式を定める省令(昭和二十八年運輸省令第七号)

(通運事業者等の提出する報告書に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に法附則第二条の規定による廃止前の通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)第四条第一項の免許又は同法第二十八条第一項の認可を受けている者の平成二十一年十一月三十日以前に開始する事業年度に係る前条の規定による廃止前の通運事業報告規則第二条第一項及び第六条第一項に規定する営業報告書、平成二年度の事業の実績等に係る同令第三条及び第七条に規定する報告書並びに同日以前に発生した事故に係る同令第八条第二項に規定する報告書の提出については、なお従前の例による。

(法附則第十条第二項の確認を受けた者についての準用)

第四条 この省令の規定は、法附則第十条第二項の規定による運輸大臣の確認を受けた者の行う貨物運送取扱事業に該当する事業に関する同令第四項において準用する法第五十五条第一項の規定による報告について準用する。

附則 (平成六年三月二十九日運輸省令第一一号)

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附則 (平成七年七月一〇日運輸省令第四三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成八年三月二五日運輸省令第二二一号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附則 (平成九年二月一五日運輸省令第七九号)

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附則 (平成十二年一月二十九日運輸省令第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則 (平成十四年三月二七日国土交通省令第二七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成十四年六月二八日国土交通省令第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則 (平成十五年二月一四日国土交通省令第一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号)

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを可以使用することができる。

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令(以下「新令」という。)の規定の適用については、新令の相当規定によってしたものとみなす。

附則 (平成二八年三月三一日国土交通省令第三八号)

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

第1号様式(第2条関係) 第1表(日本工業規格A列4番)

(略)

第2号様式(第2条関係)(日本工業規格A列4番)

(略)

第3号様式(第2条関係) 第1表(日本工業規格A列等4番)

(略)